

## 学童保育所運営業務の民間委託に係るQ&A（第2版）

令和6年4月に「学童保育所運営業務の民間委託に係るQ&A」をご案内したところですが、先日実施したアンケート結果を踏まえ、「学童保育所運営業務の民間委託に係るQ&A（第2版）」を作成いたしましたので、ご一読願います。

引き続き、学童保育所のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年6月

**※第2版では、Q10～Q15が追加されています。**

**Q1 学童保育所運営業務の民間委託とはどういうことですか？**

**A1 市内に7ヶ所ある学童保育所の運営業務を民間事業者へ委託することです。民間委託後も市が学童保育所運営事業の実施主体であることに変わりはありません。**

なお、主な業務委託の範囲は、次のとおりです。

・現行

項目	実施者
入所決定	嘉麻市
利用料の決定・徴収	
利用・手続に関するお問い合わせ先	
放課後児童支援員・補助員の雇用	
学童保育所における児童の育成支援	
学童保育所におけるお子様の状況等に関するお問い合わせ先	

・民間委託後

項目	実施者
入所決定	嘉麻市
利用料の決定・徴収	
利用・手続に関するお問い合わせ先	
放課後児童支援員・補助員の雇用	委託先事業者
学童保育所における児童の育成支援	
学童保育所におけるお子様の状況等に関するお問い合わせ先	

**Q2 なぜ民間委託するのですか？**

**A2 学童保育所の安定的な運営維持とサービス向上を図るためです。**

放課後児童支援員・補助員の確保に苦慮していることから、民間委託の導入により民間のノウハウをいかした安定的な人材確保や運営維持、延長保育などのサービス向上を図りたいと考えています。また、市の第4次行政改革実施計画に従い、実施するものです。

**Q3 学童の開所時間はどうなりますか？**

**A3 開所時間の延長を予定しています。**

保護者の皆様のアンケート結果をもとに、18時以降の延長保育を実施いたします。

Q 4 学童の利用料はどうなりますか？

A 4 変更ありません。

ただし、18時以降の延長保育については、別途料金の徴収を検討しています。

Q 5 学童の職員（放課後児童支援員・補助員）は変わりますか？

A 5 現在、勤務している職員が民間委託後も継続して勤務を希望する場合は、引き続き勤務する予定です。

民間委託後は、民間事業者が放課後児童支援員・補助員を雇用することとなりますが、これまでと同様に人事異動等による配置変更の可能性はあります。

Q 6 その他、何か変わることはありますか？

A 6 詳細については、委託先事業者決定後に改めてお知らせいたします。

学童保育所への連絡方法などが変わる可能性があります。

Q 7 どのような事業者に委託するのですか？

A 7 学童保育所運営業務の受託実績があり、安定した運営が実施できる事業者に委託します。

市が作成する仕様書を基に広く事業者を募り、最適な事業者の選定に努めます。

Q 8 委託先事業者はいつごろ決まりますか？

A 8 令和6年9月頃に決定する予定です。

保護者の皆様には、契約締結後にお知らせします。

Q 9 他市町村の学童保育所はどのように運営されていますか？

A 9 令和5年度において、福岡県内60市町村のうち直営の学童保育所があるのは嘉麻市を含め5市町です。

直営以外の学童保育所は、民間事業者等への委託により運営されています。

Q 10 民間委託後、市はどのように関わるのですか？

A 10 市は、児童の健全育成や安全確保のため、委託事業者の管理監督を行います。

市は、委託事業者に対し運営内容についての計画や報告を求めるとともに、現地調査や改善指示などを必要に応じて行い、児童の健全育成や安全確保に努めます。

なお、入所申請など各種手続に係る審査や決定、利用料の決定や徴収は、これまでと同様に市が行います。

**Q11** 先生（支援員等）は変わりますか？子どもに与える影響が心配です。

**A11** 現在、勤務している支援員等が、民間委託後も継続して勤務を希望する場合は引き続き勤務する予定です。

これまでに築いた保護者の皆様との信頼関係や学校との連携にも考慮し、継続雇用に努めます。ただし、これまでと同じく人事異動で配属先が変更となる可能性はあります。

**Q12** 延長保育の利用を有料で検討しているのは、なぜですか？

**A12** 受益者負担の原則のもと公平性を確保するため、延長保育の利用者にご負担をお願いすることを検討しています。

延長保育の実施には新たな経費が必要となりますが、アンケートによると、ほぼ半数の49%の方が「延長保育を利用する予定はない」と回答され、「毎日利用したい」と回答された方は11%という結果でした。

サービスにより利益を受ける方に、受益の範囲内で利用料等を負担していただくことを基本とするのが受益者負担の原則です。延長保育という新たなサービスの導入にあたり、利用を有料で検討していることにご理解を賜りますようお願いいたします。

**Q13** 保育上のトラブル等があった場合の対応はどうなりますか？

**A13** 委託事業者による対応を基本としますが、必要に応じて市が関与します。

まずは委託事業者が対応することになりますが、解決に至らなかった場合など、必要に応じて市が保護者の方との話し合いに加わるなどの対応を行います。

なお、委託事業者には、トラブルや事故等が発生したときは、その内容を市に速やかに報告するとともに原因究明を行い、今後の対応策を報告するよう義務付けます。

**Q14** 保護者会はどうなりますか？

**A14** これまでと変わりません。

民間委託後も、おやつ提供や保護会費等については、学童ごとに設置された保護者会で決めていただきます。

**Q15** 長期休暇だけの利用ができるようになりますか？

**A15** 現時点では、長期休暇中のみの利用は予定しておりません。

他自治体では、空きがある場合等に長期休暇中のみの利用を受け付けているところがありますが、嘉麻市では年度途中で入所を希望されても待機が発生している状況です。

このため、現時点では長期休暇中のみの利用は予定しておりません。